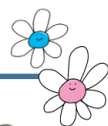




中城村 こども医療費助成制度



こども医療費助成制度とは？

子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進し、子どもの健全な育成を図るため、保険診療による自己負担分(2割もしくは3割分)を助成する制度のことです。



1.対象条件

*中城村内に住所があり、各種健康保険に加入している高校生までのお子様(18歳年度末まで)

*所得制限なし

※但し、生活保護やその他医療費の公的助成を受けているお子様は対象になりません。

申請書・委任状兼同意書の
ダウンロードは
こちら⇒



2. 申請方法

以下の書類を準備し、こども課 窓口で申請もしくは、郵送で申請していただきます。

- ・子どもの健康保険証 もしくは保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
もしくは「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格確認画面」
- ・保護者の振込先口座が分かる書類(通帳又はキャッシュカード)

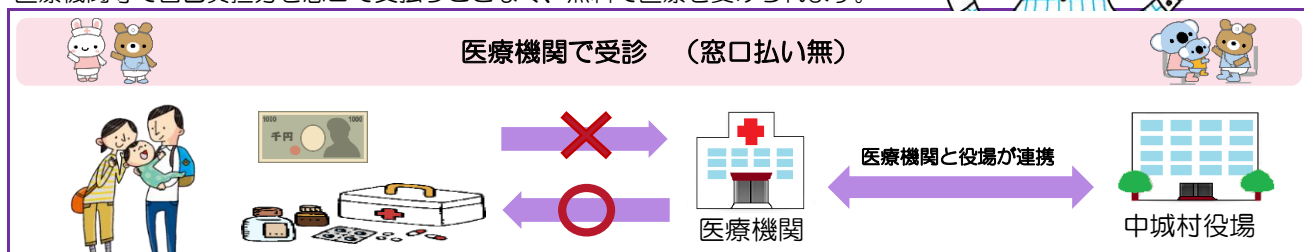
※郵送申請する場合は申請書・委任状兼同意書を記入し、必要書類の写しを添付ください。

3. こども医療費助成支給方法

助成方法は医療機関によって異なります。

1.窓口無料(現物給付)

医療機関等で自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。



2.振込支給(自動償還・償還払い) ※振込通知はありません

医療機関で支払った分を振込支給します。方法は2つあります。



役場窓口で償還払い申請に必要なもの

①医療機関の領収書原本 ②こども医療費受給者証(ピンク色)

*申請は診療月の翌月から申請可能です。申請期限は診療を受けた翌月から2年以内です。

*領収書は受診者名・診療日・保険点数・自己負担額・発行者の印が明記されているものに限りです。

*健康診断や予防接種などの保険適用外の医療費については助成対象になりません(食事代、容器代等含む)

4. 助成内容について

助成できる医療費

- ・保険診療による自己負担分(2割もしくは3割分)
- ・保険診療分の補装具代
- ・未熟児養育医療の自己負担分

助成できない医療費

- ・保険適用外の治療(健康診断・予防接種など)
- ・入院時の食事代や個室代
- ・学校の管理下(幼稚園・保育園を含む)でケガをした時
- ・初診料や文書代
- ・お薬の容器代など



医療機関の適正受診にご協力ください

こども医療費助成制度は、医療機関や村民の皆様のご理解とご協力によって支えられています。
今後も制度を安定的・継続的に運営していくために、医療機関の適正受診にご協力ください。

- ・**かかりつけ医をもちましょう** 信頼できるかかりつけ医を継続して受診することで、適切な治療を受けることができます。
- ・**ジェネリック医薬品を利用しましょう** 新薬と同等な効果・安全性で安価なジェネリックを利用することで医療費全体の抑制に繋がります。
- ・**診療時間内の診療を心がけましょう** 必要な人がすぐに診療を受けられるよう、緊急時以外の休日・夜間の診療は控えるようにしましょう。
- ・**重複受診は控えましょう** 同じ病気やケガで複数の病院を受診すると医療費の増大につながるだけでなく、何度も検査や処置・投薬を行うことで、かえって体に負担がかかってしまうことがあります。何かあった場合はかかりつけ医に相談しましょう。



子ども医療電話相談事業 #8000について

休日・夜間のお子様の急な病気やケガにどう対処したら良いのか、病院を受診した方がいいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。この事業は全国同一の短縮番号「#8000」をプッシュすることで、お住まいの都道府県の相談窓口へ転送され、お子様の症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。救急医療機関を受診すべきか迷った際、ぜひご活用ください。

よくある質問

Q1.医療費10割負担した場合はどのように請求しますか？(保険証忘れ等)

A.まずは、加入している保険機関(協会けんぽ等)に保険負担分を請求していただきます。その後、保険機関から発行された振込通知書と領収書の写しをこども課窓口にて提出し、医療費助成金を請求します。

Q2.補装具(ケガ等でのギプスや治療用メガネ等)を購入した場合は？

A.加入している保険機関で保険適用となるものが対象となります。医療費助成金の請求には医師の意見書、保険機関から発行された振込通知書、補装具を購入した店舗での領収書が必要です。必要書類が揃いましたらこども課窓口にて提出し、医療費助成金を請求します。※治療用メガネの助成については上限があります。

Q3.医療費が高額になった場合の手続きはありますか？

A.保険機関に高額療養費を請求し、給付を受けたら、振込通知書と領収書をこども課窓口にて提出し、医療費助成金を請求します。申請する必要があるかなどは、加入している保険機関へお問い合わせください。また、加入している保険機関から支給される高額療養費、家族療養附加金の適用分については、その分を除いて助成します。また、現物給付を受けた医療費が高額療養費に該当したり、附加給付を受けた分については返還していただく必要があります。(督促後も返還のない場合、差押などの強制執行の手続きとなる場合があります。)

Q4.受給資格の登録事項(加入している健康保険、振込先口座等)を変更したい場合は？

A.受給資格の変更届を記入して申請します。変更手続きには下記のものが必要です。
振込先口座を変更するとき→新しい振込口座の通帳又はキャッシュカード
健康保険が変わったとき→新しく加入した子どもの健康保険証、もしくは保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格確認画面」

Q5.こども医療費受給資格者証を紛失・破損してしまった場合は？

A.お客様の保険証を持参し、こども課窓口で再交付申請書を記入ください。その場で再交付します。

Q6.中城村役場窓口で提出した領収書は返却可能ですか？

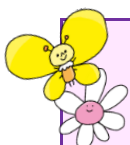
A.領収書の返却は行っておりませんので、事前にご自身でコピーをお願いします。

Q7.沖縄県外の医療機関で受診したときはどうしたらよいでしょうか？

A.保険適用分は役場窓口で償還払い申請をしてください。診療日がこども医療費助成制度対象期間内であれば、医療費助成金が請求できます。申請期限は診療を受けた翌月から2年以内です。

Q8.学校や保育施設内、学童でのケガは対象になりますか？

A.こども医療費助成の対象とはなりません。学校でのケガは日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付」の対象となり、かかった医療費に加えて見舞金の上乗せされ支払われます。
また、保育施設内や学童でのケガにより損害賠償の支払対象となり、一部負担金のある場合は医療費に対して支払われた額を差し引いて助成を受けることができます。



こども医療費受給資格者証
郵送申請受付窓口・お問い合わせ先

〒901-2493
中城村字当間585番地1 中城村役場
こども課 こども給付係宛

TEL 098-895-2271

